

令和 8 年度 登米市指定給水装置工事事業者会議 及び 登米市排水設備等工事公認業者講習会

日 時：令和 8 年 8 月 25 日（火）

午後 2 時 00 分～午後 3 時 00 分

場 所：登米市登米町寺池目子待井 10 番地

エスビー食品とよま蔵ジヤム（登米総合体育館）

次 第

1 開 会

2 開会の挨拶

3 出席者紹介

4 登米市指定給水装置工事事業者会議

- | | |
|--------------------------------------|------|
| （１）「給水装置工事施行要領」の一部見直しについて | 資料 1 |
| （２）水道事業加入金等の徴収除外区域の見直しについて | 資料 2 |
| （３）災害その他非常時の場合における給排水装置工事の特例的な施行について | 資料 3 |
| （４）その他：施工、書類提出時の注意事項ほか | 資料 4 |

※質疑応答

5 登米市排水設備等工事公認業者講習会

- | | |
|---------------------------------------|------|
| （１）各種申請及び届出について | 資料 5 |
| （２）補助制度・融資あっせん制度について | 資料 6 |
| （３）浄化槽整備事業の整備手法変更について | 資料 7 |
| （４）災害その他非常時の場合における給排水設備工事の特例的な施行について他 | 資料 8 |

※質疑応答

6 閉会の挨拶

7 閉 会

登米市上下水道部経営総務課

給水装置工事施行要領

「一部見直し」

令和 8 年10月見直し予定

登米市上下水道部

【給水装置工事施行要領一部見直し箇所】

1 公路等の掘削・・・文言の訂正及び追記

○給水装置工事施行要領 第三章 手続 29 頁

5 公路等の掘削

- ・文言の訂正と追記を行う予定（**太字部分**）

『見直し後』

5 公道等の掘削

- (1) 指定事業者は、公道等を掘削する場合において道路管理者又は管轄警察署長等の許可が必要な場合は、許可を得てから施工するとともに、許可に付された条件を遵守励行しなければならない。
- (2) 私道、通路等を掘削する場合は、**土地**の所有者等の承諾を**得てから**施工しなければならない。
- (3) **水道メーター 1 次側の公道等に係る道路占用許可申請等は、管理者が行う。**

2 道路占用許可申請・・・文言の訂正及び追記

○給水装置工事施行要領 第三章 手続 29 頁

◆ 道路占用許可申請

- ・文言の訂正と追記を行う予定（**太字部分**）

『見直し後』

◆ 道路占用許可申請

給水管を公道等に布設する場合は、道路法第32条の定めにより、事前に道路管理者に対し許可申請を行い、道路管理者より占用の許可を受けなければならない。

(1) 道路占用許可申請に必要な書類

ア 道路占用許可申請書【片側交互通行：3部 通行止め：4部】

道路占用許可申請書には、担当部署、担当者及び電話番号を記載するほか、工事施工業者が決定している場合は事業者名を明記すること。

イ 位置図【縮尺：10、000分の1以上】

申請箇所を赤線で図示したもの。

ウ 平面図【縮尺：500分の1以上】

平面図は現況と工事前後の関係が判るように作成するものとし、次の事項に留意すること。

①官民境界の図示

- ②掘削等が伴う場合には、原則として赤実線でその範囲を図示するとともに、赤破線で工事影響範囲を図示すること。

エ 横断図【縮尺：100分の1以上】

次の事項に留意すること。

- ① 占用箇所の道路全幅を図示
- ② 技術的に必要と思われる最小限の横断を示す
- ③ 掘削する場合には、掘削線を赤実線で、影響範囲を赤破線で示した復旧図を添付

オ 構造図【縮尺：20分の1以上】

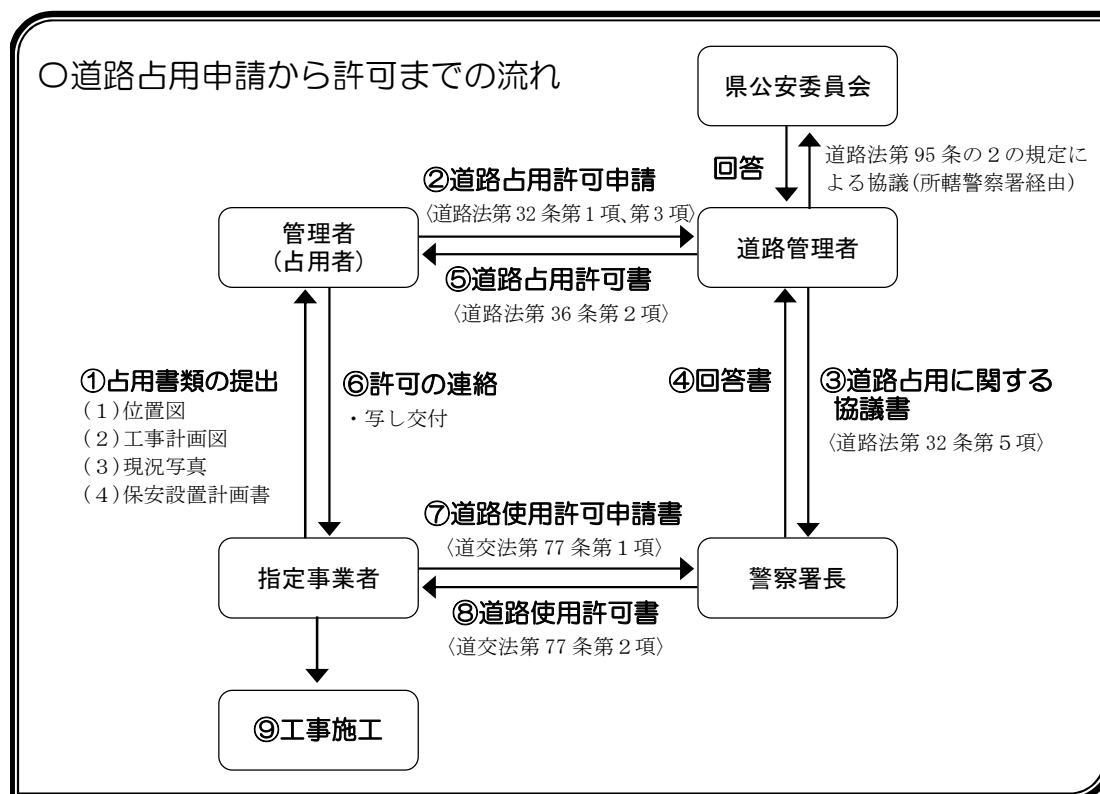
占用物件を図示したもの。

カ 保安施設設置計画書

道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るための保安施設設置計画書及び交通規制図として工事関係の道路標識の設置、迂回路等、信号装置又は手旗等による交通整理等の方法を平面図等に記載したもの。（規制区間の幅と延長も明記すること）

キ 工事工程表、現況写真、工事仕様書等の提出を求められた際には速やかに提出すること。

図形の変更



- ※ 1 交通規制内容によっては、県公安委員会に協議する必要がある場合がありますので、余裕を持った計画をすること。
- ※ 2 占用物件の規模、施工内容等に応じ、上記書類を簡素化することがあるので、申請しようとする時に相談してください。

(2) 主な**公道等**の種類と申請先

種類	路線名等	道路管理者等	申請先等
国道	45号	東北地方整備局	仙台河川・国道事務所 (石巻国道維持出張所)
国道	342号	宮城県	東部土木事務所 (登米地域事務所)
国道	346号	宮城県	東部土木事務所 (登米地域事務所)
国道	398号	宮城県	東部土木事務所 (登米地域事務所)
国道	456号	宮城県	東部土木事務所 (登米地域事務所)
県道		宮城県	東部土木事務所 (登米地域事務所)
市道		登米市	建設部建設総務課等
河川	1級河川(直轄区間)	東北地方整備局	北上川下流河川事務所 (米谷、飯野川出張所)
	1級河川(指定区間) 2級河川	宮城県	東部土木事務所 (登米地域事務所)
	準用、普通河川	登米市	建設部建設総務課等
宮城県有地		宮城県	宮城県総務部
法定外公共物		登米市	建設部建設総務課等
水路		土地改良区	

※私道に関しては、申請者が利害係人同意書を取得する。

(3) 申請書等各種様式(宮城県・登米市ホームページよりダウンロード可能)

- ア** 道路占用許可申請書
- イ** 公共物使用許可申請書
- ウ** 着手届
- エ** しゅん工届

〔提出写真の撮影及び整理（編集）についての注意事項〕

- 写真帳の大きさはA4判とする。
- 工事着手前の写真、工事進捗状況写真及び完成写真は、工事着工前から完成までの経過が把握できるように一括して順序よく整理する。
- 「着工前・完成」を最初に添付する。

○施工状況及び出来形測定写真は、撮影箇所を明示し施工順序に従い整理する。

また、説明を要する写真には、写真帳のコメント欄等に記載する。

○出来形写真は、工事の適正な施工が証明されるよう撮影すること。

○出来形等に係る主要寸法等の写し込みは、明確に判読できるものとする。

オ 河川関連各種様式

- (4) 各種占用許可申請が必要な場合は、条例に基づく道路占用手数料の納入を必要とする。ただし、占用事項の変更申請に係る道路占用手数料は徴しないものとする。〈条例第29条、別表第2〉

【参考：写真撮影箇所一覧表】

工 種	種 別	撮 影 項 目	撮影時期	備 考
一 般	工事看板	工事看板には、下記の事項を記入する。 1 工 事 名 2 工 種 等 3 位 置 4 設 計 寸 法 5 実 測 寸 法 6 略 図 7 工事年月日	各工種 撮影時	
	着 手 前 及び完成	着手前と完成後の現場の状況を同一箇所 で同一方向から撮影する。	着手前 完成後	
	保 安 工	保安設置計画に基づいた、工事関係の道 路標識、看板等。※設置時、交通の支障 にならないよう注意願います。	設置後	
掘 削	舗装切断工 舗装取壊工 掘 削 工 土 留 工	切断状況 取壊状況 床付け深さ、掘削寸法幅 矢板・切梁・腹起設置状況	施工後 施工中 施工後 設置後	
布 設	給水管布設工 表示シート工	本管（配水管）土被り状況 給水管布設土被り状況 さや管布設土被り状況 他埋設物等との離隔状況 簡易推進工法等の施工状況 布設深さ	掘削後 布設後 〃 〃 〃 〃	

埋 戻	埋 戻 工	各層毎の転圧状況・厚さ	締固後	
仮舗装	仮 舗 装 工	施工状況	締固後	
本復旧	路 盤 工 不陸整正工 舗 設 工 区 画 線 工	幅寸法 各層毎の転圧状況・厚さ 敷均し・締固め状況 乳剤散布状況 幅寸法と各層毎の厚さ 区画線設置状況	締固後 施工中 施工後 〃	
その他	そ の 他	道路管理者が指示した箇所 その他必要と認められる箇所		

参考様式 9

課 長	課長補佐	係 長	担当者

年 月 日

穿孔・切取・分水止立会申込書

(あて先) 登米市長

指定工事業者

住 所

氏 名

印

給水装置工事施行要領に基づき、下記のとおり立ち合いを申し込みます。

記

施 工 年 月 日	年 月 日 午前 : 午後 :		
施 工 場 所	地先		
栓 名	給 水 コ ー ド	—	工事申込番号
占用許可番号	国・県・市・町・農		道 路 使 用 許 可 番 号
施 工 の 種 別	穿 孔 ・ 切 取 ・ 分 水 止		
工 事 の 種 別	新 設 ・ 改 造 ・ 修 繕 ・ 廃 止		
配水管等管種	鋳鉄管 ・ ビニール管 ・ ポリエチレン管		
分 岐 口 径	φ mm × φ mm		
主 任 技 術 者			
配 管 技 能 者			
備 考			

* 道路管理者等の許可書の写しを添付すること。

* 穿孔の立ち合いは、施工業者での資材設置及び漏水確認後とする。

参考様式10

課 長	課長補佐	係 長	担当者

年 月 日

穿孔・切取・分水止工事完了届

(あて先) 登米市長

指定工事業者

住 所

氏 名

印

給水装置工事施行要領に基づき、下記のとおり工事が完了したので届け出ます。

記

工事完了月日	年 月 日 午前 : 午後 :
施 工 場 所	地先
栓 名	
給 水 コ ー ド	— — — — —
工事申込番号	第 号
工 事 の 種 別	穿 孔 ・ 切 取 ・ 分 水 止
工 事 の 種 別	新 設 ・ 改 造 ・ 修 繕 ・ 廃 止
配水管等管種	鋳鉄管 ・ ビニール管 ・ ポリエチレン管
分 岐 口 径	φ mm × φ mm
備 考	

*見取り図及び施工写真を添付すること。

【参 考】

給水装置工事施行要領

「現 行」

令和 7 年 1 0 月

登米市上下水道部

該当部分抜粋

5 公路等の掘削

公路等（この要領による公路等とは「国・県・市道、複数利用の私道、法定外公共物道路」をいう。）を掘削する場合で道路管理者が存在する場合は、道路管理者の道路占用許可及び所轄警察署長の使用許可の諸条件を遵守励行するとともに、これを受理した後に施工しなければならない。

4-2) 私道、通路等を掘削する場合は、当該土地の所有者等の承諾を得るほか、諸要件を調整した後に施工しなければならない。

◆ 道路占用許可申請（道路法第32条）

(1) 申請に必要な書類

①申請書・・・正本2部を提出すること。

提出された申請書の1部は、工事又は作業を行おうとする場所を警察署と協議するため、道路管理者から当該警察署長に提出します。なお、申請は市道1路線につき1つとし、提出に際しては、担当部署、担当者及び電話番号を、また、工事施工業者が決定している場合は業者名も明記すること。

②位置図・・・【縮尺：10、000分の1以上】申請箇所を赤線で図示したもの。

③平面図・・・【縮尺：500分の1以上】平面図は現況と工事前後の関係が判るように作成するものとし、次の事項に留意すること。

- ・官民境界の図示

- ・掘削等が伴う場合には、原則として赤実線でその範囲を図示するとともに、赤破線で工事影響範囲の図示

④横断図・・・【縮尺：100分の1以上】次の事項に留意すること。

- ・占用箇所の道路全幅を図示

- ・技術的に必要と思われる最小限の横断を示す

- ・掘削する場合には、掘削線を赤実線で、影響範囲を赤破線で示した復旧図を添付

⑤構造図・・・【縮尺：20分の1以上】占用物件を図示したもの。

⑥保安施設設置計画書・・・道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るための保安施設設置計画書及び交通規制図として工事関係の道路標識の設置、迂回路等、信号装置又は手旗等による交通整理等の方法を平面図等に記載したもの

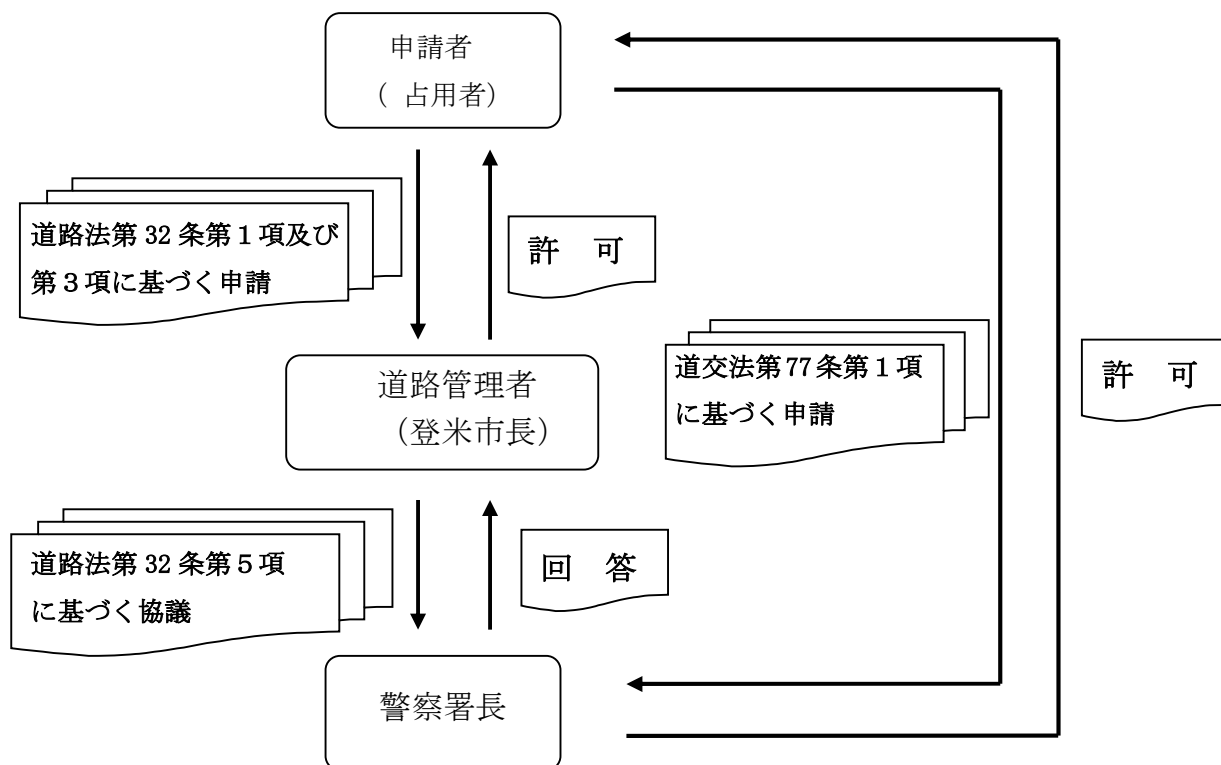
⑦その他・・・工事工程表、現況写真、工事仕様書等の提出を求められた際には速やかに提出すること。

※1 交通規制内容によっては、県公安委員会に協議する必要がある場合がありますので、余裕を持った計画をすること。

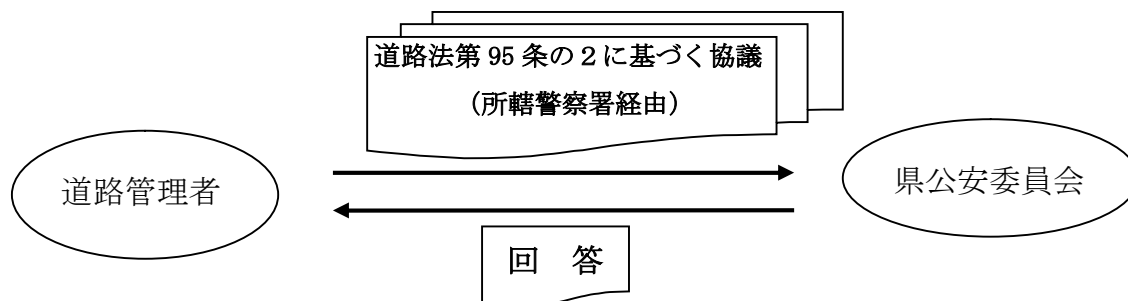
※2 占用物件の規模、施行内容等に応じ、上記書類を簡素化することがあるので、申請しようとする時に相談してください。

該当部分抜粋

《申請から許可までのフロー》



《県公安委員会との調整のフロー》



該当部分抜粋

(2) 主な道路等の種類と申請先

種類	路線名等	道路管理者等	申請先等
国道	45号	東北地方整備局	仙台河川・国道事務所 (石巻国道維持出張所)
国道	342号	宮城県	東部土木事務所 (登米地域事務所)
国道	346号	宮城県	東部土木事務所 (登米地域事務所)
国道	398号	宮城県	東部土木事務所 (登米地域事務所)
国道	456号	宮城県	東部土木事務所 (登米地域事務所)
県道		宮城県	東部土木事務所 (登米地域事務所)
市道		登米市	建設部土木管理課等
河川	1級河川（直轄区間）	東北地方整備局	北上川下流河川事務所 (米谷、飯野川出張所)
	1級河川（指定区間） 2級河川	宮城県	東部土木事務所 (登米地域事務所)
	準用、普通河川	登米市	建設部土木管理課等
宮城県有地		宮城県	宮城県総務部
法定外公共物		登米市	建設部土木管理課等
水路		土地改良区	

※私道に関しては申請者が利害係人同意書を取得する。

(3) 申請書等各種様式（宮城県・登米市ホームページよりダウンロード可能）

- ①道路占用許可申請書
- ②公共物使用許可申請書
- ③着手届
- ④しゅん工届
- ⑤河川関連各種様式

参考様式 9

課 長	課長補佐	係 長	担当者

工事番号 第	号
--------	---

年 月 日

穿孔・切取・分水止立会申込書

(あて先) 登米市長

指定工事業者

住 所

氏 名

印

給水装置工事施行要領に基づき、下記のとおり立ち合いを申し込みます。

記

施 工 年 月 日	年 月 日 午前 : 午後 :				
施 工 場 所	地先				
給 水 装 置 者		給 水 コ ー ド	—	審 査 番 号	
占用許可番号	国・県・市・町・農			警 察 番 号	
施 工 の 種 別	穿 孔 ・ 切 取 ・ 分 水 止				
工 事 の 種 別	新 設 ・ 改 造 ・ 修 繕 ・ 廃 止				
配水管等管種	鋳鉄管 ・ ビニール管 ・ ポリエチレン管				
分 岐 口 径	φ mm × φ mm				
主 任 技 術 者					
配 管 技 能 者					
備 考					

* 道路管理者等の許可書の写しを添付すること。

参考様式10

課 長	課長補佐	係 長	担当者

年 月 日

穿孔・切取・分水止工事完了届

(あて先) 登米市長

指定工事業者

住 所

氏 名

印

給水装置工事施行要領に基づき、下記のとおり工事が完了したので届け出ます。

記

工事完了月日	年 月 日 午前 : 午後 :
施 工 場 所	地先
給 水 装 置 者	
給 水 コ ー ド	— —
審 査 番 号	第 号
工 事 の 種 別	穿 孔 ・ 切 取 ・ 分 水 止
工 事 の 種 別	新 設 ・ 改 造 ・ 修 繕 ・ 廃 止
配水管等管種	鋳鉄管 ・ ビニール管 ・ ポリエチレン管
分 岐 口 径	φ mm × φ mm
備 考	

*見取り図及び施工写真を添付すること。

水道事業加入金等の徴収除外区域の見直しについて

登米市水道事業加入金等の徴収に関する規程の一部が改正され、令和7年4月1日以降の給水装置工事の申し込み分から、水道事業加入金の徴収除外区域を下記のとおり改正した。

また、これに併せて工事手数料、道路占用事務手数料の徴収除外区域も同様に変更となりました。

1 除外区域の見直しについて

- (1) 都市計画法第8条の規定に基づき平成25年3月29日付け登米市告示第103号により指定した用途地域中、工業専用地域を除く第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域内を除外区域から廃止します。

(裏面図参照)

※除外区域は、下記の(1)から(4)となります。

- (1) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の適用を受けて区画整理した次に掲げる区域内での水道加入
- ア 迫町中江土地区画整理事業区域
 - イ 迫町萩洗土地区画整理事業区域
 - ウ 迫町梅ノ木土地区画整理事業区域
 - エ 迫町南佐沼土地区画整理事業区域
 - オ 登米町遠見台土地区画整理事業区域
 - カ 中田町加賀野土地区画整理事業区域
 - キ 豊里町下町土地区画整理事業区域
 - ク 津山町形沼土地区画整理事業区域
- (2) 未完成栓の新設工事
- (3) 津山町横山住宅団地
- (4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)の適用を受けて開発を行った日根牛地区宅地造成事業阿羅田区域・小池前区域内

2 施行日 令和7年4月1日

3 お問い合わせ

ご不明な点は登米市水道お客様センターとよまへお問い合わせください。

電話 0220-53-1151 0120-531-167 (フリーダイヤル)

登米都市計画総括図

令和7年4月1日以降

加入金等の徴収免除区域
(迫町・中田町)

加賀野土地区画整理事業

梅ノ木土地区画整理事業

中江土地区画整理事業

萩洗土地区画整理事業

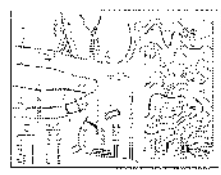
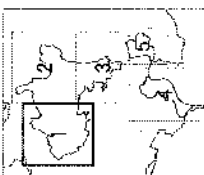
南佐沼土地区画整理事業

1:10,000

0 50 100 150 200

2

区画整理番号	区画整理名称	区画整理区域	区画整理区域の面積(㎡)	区画整理区域の人口(人)	区画整理区域の世帯数(世帯)	区画整理区域の戸数(戸)	区画整理区域の建物数(棟)	区画整理区域の道路延長(㎡)	区画整理区域の河川延長(㎡)	区画整理区域の緑地延長(㎡)	区画整理区域のその他延長(㎡)
1	加賀野土地区画整理事業	加賀野土地区画整理区域	1,234,567	1,234	123	123	123	1,234	1,234	1,234	1,234
2	梅ノ木土地区画整理事業	梅ノ木土地区画整理区域	1,234,567	1,234	123	123	123	1,234	1,234	1,234	1,234
3	中江土地区画整理事業	中江土地区画整理区域	1,234,567	1,234	123	123	123	1,234	1,234	1,234	1,234
4	萩洗土地区画整理事業	萩洗土地区画整理区域	1,234,567	1,234	123	123	123	1,234	1,234	1,234	1,234
5	南佐沼土地区画整理事業	南佐沼土地区画整理区域	1,234,567	1,234	123	123	123	1,234	1,234	1,234	1,234



【災害その他非常時の場合における給排水設備工事の特例的な施行について】**1. はじめに**

大規模災害等の発生時において、住民の生活用水の早期復旧を図るため、水道条例及び下水道条例を改正いたしました。

2. 概 要

令和6年1月の能登半島地震においては、配水管は復旧したものの、宅内配管（給水装置や排水設備）の復旧が遅れ、住民が長期間にわたって水を使用できない状況が生じました。

このことは、地元の指定工事事業者の数が限られていたこと、事業者自身の被災や工事需要の集中が挙げられます。

このような事態に備え、国からの全国的な助言により本市では水道条例及び下水道条例を一部改正し、災害その他非常時市長が認めた場合、他の市町村長の指定を受けた事業者による、給排水設備の修理や工事を特例的にできることとしました。

〔登米市で指定、認定している業者だけでは対応できない場合を想定しています。〕

3. その他

平常時は従来通り、本市の指定工事事業者でなければ給水装置工事及び排水設備工事を施工できませんのでご注意ください。

施行日は令和8年4月1日となります。



国 水 水 第 2 9 号
令 和 7 年 4 月 2 2 日

各都道府県水道行政担当部（局）長 殿
国土交通省大臣認可水道事業者 殿

国土交通省水管理・国土保全局
水道事業課長
(公印省略)

災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について（通知）

令和6年能登半島地震では、水道事業者が管理する配水管が復旧した場合においても、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化しました。これは、宅内配管工事を担う地元市町の業者の数が宅内配管の被害の規模に比して少なかったことや、業者自身が被災したことに加え、様々な工事需要が集中したこと等により、宅内配管の業者の確保が困難な状況となったことが主な要因とされています。

災害その他非常の場合にあつて、地元の給水装置工事事業者の確保が困難となると判断されるときは、宅内配管を早期復旧するとともに、被災地における給水装置工事の適正な実施を図るため、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能にすることにより、宅内配管の復旧に対応する業者を確保する必要があります。

本件に対応するためには、指定給水装置工事事業者制度を導入している各水道事業者において供給規程等を改正する必要がある場合が考えられるため、以下の記載例を参考とし、改正の要否等についてご検討いただくようお願いいたします。

また、各都道府県水道行政担当部局におかれては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者へ周知をお願いするとともに、貴管内の管工事組合と連携できる体制の構築についてご検討いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言である旨を申し添えます。

【供給規程の記載例】

第〇条 給水装置工事は、市（町村）長又は市（町村）長が法第十六条の二第一項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、市（町村）長が他の市（町村）長又は他の市（町村）長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(4) その他

① 道路管理者（登米市建設部建設総務課管理係）からの注意事項

○道路占用に係る申請部数について

- ・通行止めに関する案件 4部（決裁用1部・提出用3部）
- ・片側交互通行に関する案件 3部（決裁用1部・提出用2部）

○砂利道等未舗装道路の路盤厚の考え方

- ・基本現況厚での復旧としてください。

② 登米市からの注意事項

○書類の提出時、旧様式での提出が散見されます。特に給水装置工事に関する利害関係人同意書（様式第2号）と給水装置附図（様式第5号：竣工）に見受けられます。ご注意願います

○しゅん工図書提出時、工事写真でヘッダー部分は行き先を記載し、アップの写真も添付して下さい。

○水質検査結果報告書は、残留塩素の数値が確認できることと、色濁確認状況が色別できる写真を添付して下さい。

○給水装置工事の申込時、分譲地に布設する共用管の土地については、維持管理（漏水修理等）を考慮した幅を確保すると共に、共用地であることの確約書を添付して下さい。（事前協議お願いします。）

○水道メーター器の設置位置は、車両等の乗り入れがない場所に設けてください。

○水道事業者（上下水道部）において保管している給水装置の附図については、給水装置所有者等からの申請時は写しを交付しております。

この附図を保管している目的は、水道事業者が所有している水道施設（主に配水施設）を管理するためであり、給水装置所有者の財産を管理するためや、交付した附図により現在の給水装置の位置等を証明するものではありません。

また、古い年代の附図は詳細が不明な場合や附図自体無い場合があります。

○給水装置工事の工期や設計内容に変更が生じた場合は、速やかに手続きを行い着手して下さい。

○穿孔立ち合い時、確認作業が効率良く行えるように、サドル付分水栓の設置と漏水確認を完了したところでの立ち合いとしますので、ご協力お願いします。

給水装置工事指定事業者名簿（令和9年度更新分）

No.	指定番号	事業者名	排水	郵便番号	所在地	代表者	状況	指定日 (更新日)	有効期限	電話番号	F A X
1	144	(株) 佐藤設備	1	986-0131	石巻市飯野字内吉野10	佐藤俊之	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0225-62-1608	0225-62-1655
2	146	(有) 加新住設	1	985-0861	多賀城市浮島字高原110-2	加藤新治	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	022-365-8623	022-366-2383
3	148	太陽住設	1	987-0602	登米市中田町上沼字大柳119-11	千葉高志	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0220-34-2838	0220-34-2838
4	150	(株) 協和クリエイト		989-6136	大崎市古川穂波四丁目3-3	木村重治	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0229-22-4800	0229-22-4300
5	151	(株) 共振	1	989-6174	大崎市千手寺町1-5-33	菅野道明	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0229-22-1967	0229-23-8968
6	153	(株) イシケン		987-0601	登米市中田町石森字加賀野三丁目3-14	石川久	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0220-34-7155	0220-34-7044
7	154	(有) 昼八設備工業	1	987-2225	栗原市築館字太田大西57	晝八伸也	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0228-21-1405	0228-21-6472
8	159	(株) 千葉設備	1	989-6254	大崎市古川狐塚字天神浦26-1	千葉 清	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0229-28-1929	0229-28-2899
9	160	(株) 小山設備	1	986-0781	本吉郡南三陸町戸倉字沖田27- 1	小山雅彦	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0226-46-9359 080-5575-1596	0226-46-8232
10	161	(株) 菅原設備工業所	1	989-6201	大崎市古川洪井字西田28	菅原榮悦	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0229-26-2395	0229-26-4140
11	162	(有) 丸伊商事	1	986-0725	本吉郡南三陸町志津川字沼田141-1	千葉伊佐夫	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0226-46-2121	0226-46-5838
12	164	(有) やまなか設備	1	986-1111	石巻市鹿又字内田156	佐々木雅敬	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0225-75-2249	0225-75-2225
13	165	(有) 北斗建工		029-3206	一関市花泉町永井字杉山30-3	千葉猛	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0191-82-5858	
14	166	(株) 及川工務店	1	987-0702	登米市登米町寺池前舟橋57	千葉 茂明	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0220-52-2320	0220-52-2334
15	169	(株) 熊谷工務店	1	986-0402	登米市津山町横山字伊貝22	熊谷信宏	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0225-69-2315	0225-69-2503
16	170	亀井設備	1	986-0402	登米市津山町横山字上鴻巣134	亀井秀昭	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0225-69-2627	0225-69-2627
17	172	(株) 丸昭建設興業	1	986-0402	登米市津山町横山字本町52-1	佐藤道成	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0225-69-2109	0225-69-2770
18	178	(有) 三浦ガス設備	1	988-0423	本吉郡南三陸町歌津字枳沢65-15	三浦 雄哉	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0226-36-2355	0226-36-3680
19	180	(有) 阿部工業	1	989-4701	登米市石越町北郷字長根146-1	阿部晴信	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0228-34-2068	0228-34-2090
20	182	(株) 加藤工機	1	989-5506	栗原市若柳字大林境前36番地	加藤伸吾	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0228-32-3264	0228-32-6101

給水装置工事指定事業者名簿（令和9年度更新分）

No.	指定番号	事業者名	排水	郵便番号	所在地	代表者	状況	指定日 (更新日)	有効期限	電話番号	F A X
21	185	(有) 武田水道		029-3207	一関市花泉町油島字日向平75-11	武田正宏	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0191-82-4586	0191-82-5340
22	187	(有) 狩野設備	1	987-2233	栗原市築館字照越大樟45	狩野美信	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0228-22-3921	
23	188	(株) ミツウロコヴェッセル東北	1	989-5501	栗原市若柳字川北中文字78	石井大輔	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0228-32-2362	0228-32-5109
24	190	(株) ダイマル	1	989-6165	大崎市古川十日町9-25	菊地紳太郎	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0229-22-1221	0229-22-1221
25	192	扇設備工業		989-5501	栗原市若柳字川北原畑2-7	扇康弘	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0228-32-2704	0228-32-2704
26	194	(有) イワサ工業		021-0901	一関市真柴字宇南田25	岩淵勝雄	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0191-21-4389	0191-21-4566
27	196	佐藤機工（有）	1	989-5611	栗原市志波姫南郷笹ヶ森76番地52	佐藤俊光	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0228-25-2581	0228-25-7973
28	201	(有) 佐藤風呂店	1	981-3625	黒川郡大和町吉田字新瘤屋敷55-1	佐藤仁	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0223-45-2473	0223-45-2477
29	206	東和電設	1	987-0901	登米市東和町米川字館ノ下72	及川健	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0220-45-2646	
30	207	(有) 千葉建設	1	987-0902	登米市東和町米谷字根廻162-1	千葉成敏	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0220-42-3395	0220-42-2518
31	208	(有) ホーム工器	1	987-0901	登米市東和町米川字飯土井5-3	千葉昇	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0220-45-1717	0220-45-1717
32	209	(株) アクアライン		989-5321	栗原市栗駒栗原大谷地33-1	吉尾 政徳	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0228-45-2555	0228-45-2568
33	210	(有) 三忠商店		988-0365	気仙沼市本吉町馬籠町48	三浦忠利	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0226-43-2226	0226-43-2227
34	216	菅原設備工業	1	987-0602	登米市中田町上沼字金谷37	菅原敏彦	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0220-34-5993	0220-34-5993
35	220	(株) オイデック	1	989-6322	大崎市三本木南谷地字熊野越72-1	尾出恵一	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0229-52-5100	0229-52-6072
36	221	(有) 佐藤鉄工所		981-4241	加美郡加美町字南町139-1	佐藤 芳雄	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0229-63-2116	0229-63-8116
37	222	共同工業（有）	1	984-0823	仙台市若林区遠見塚三丁目4-11	玉屋正敏	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	022-286-2328	022-286-3568
38	225	(株) 柴清工業	1	987-0601	登米市中田町石森字西細谷302-2	柴田真也	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0220-34-5497	0220-34-7166
39	226	(株) 渡辺建設	1	987-0601	登米市中田町石森字境堀71	渡邊由理	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0220-34-3010	0220-34-5702
40	227	(有) 高信工業	1	986-0847	石巻市中浦一丁目1-19	高橋 克弥	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0225-21-1271	

給水装置工事指定事業者名簿（令和9年度更新分）

No.	指定番号	事業者名	排水	郵便番号	所在地	代表者	状況	指定日 (更新日)	有効期限	電話番号	F A X
41	230	高橋設備	1	989-4601	登米市迫町新田字倉崎195	高橋勝治	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0220-28-2713	
42	231	(株) 森燃		021-0901	一関市真柴字中田87	三浦卓	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0191-23-2044	
43	232	(有) トミヤテック	1	981-3407	黒川郡大和町落合松坂字内蔵之助41	本田啓記	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0223-44-1750	
44	235	(有) 伊藤組	1	987-0903	登米市東和町錦織字大町55-1	伊藤亘	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0220-44-3640	
45	236	(有) 旭組	1	987-0331	登米市米山町中津山字大貝33	高橋清子	営業中	R4. 9. 30	R9. 9. 29	0220-55-2287	
46	318	(有) 明和設備工業		986-1111	仙台市泉区七北田字大沢向原38	神田 和隆	営業中	R4. 5. 31	R9. 5. 30	022-373-2245	

各種申請及び届出について

1. 排水設備等計画確認申請書及び完了届の添付書類について

1) 確認申請書について

申請書・位置図・平面図・縦断図・断面図

※申請書については事業ごと（公共下水道、農業集落排水）に分類

2) 完了届について

完了届・平面図・縦断図・断面図・施工写真

※完了届についても事業ごと（公共下水道、農業集落排水）に分類

上記様式については市上下水道部ホームページからダウンロードが可能です。

トップページ ⇒ 事業者の皆さまへ ⇒ 下水道に関する様式

◎排水設備等計画確認申請書及び完了届等に係る書類提出や相談窓口が登米市管工事事業協同組合（お客様センターとよま内）になりました。（令和6年4月1日より）

2. 申請・完了届に関する留意事項

1) 申請について

申請時における設計に当たっては、登米市下水道条例・同規程を始めとした関係法令等に定められている基準に従い、適切な排水機能を備えた設備としてください。

【主な確認内容】

①汚水処理事業区域の確認（公共・農集）

②供用開始区域の確認

③道路、境界、敷地内の建築物及び炊事場、浴室、便所その他汚水を排除する施設の位置、排水管の配置、形状、延長、勾配及び公共汚水ますの位置

【留意事項】

①浄化槽からの切替等により既設排水管を利用する場合は、勾配、延長等を確認の上、図面に記載すること。（既設配管分は点線で表記）

※個人設置浄化槽の場合は、市環境事業所廃棄物対策課へ浄化槽使用廃止届出書の提出が必要です。

②分流方式（汚水と雨水を区分）のため、雨水の接続は行わないでください。

③登米市下水道条例等に定められた勾配等の基準により難しい場合には、事前に登米市管工事事業協同組合と協議してください。

※宅地内土被りは 20 cm 以上、公道内は 60 cm 以上

φ 100 mm の配管の場合、勾配は 2/100 以上

- ④除害施設の新設等を行う場合は、事前に下水道施設課と協議し、除害施設設置届を確認申請書と併せて提出してください。
- ⑤二階建て以上の建築物については、二階部分以降の排水設備状況も平面図に記載してください。
- ⑥建物及び土地所有者は必ず確認し、申請者と土地所有者が異なる場合には申請書に土地所有者の承諾をいただいでください。また、所有者の異なる土地を介して接続する場合や所有者の異なる排水設備を利用する場合も同様に承諾をいただいでください。
- ⑦申請書の記入欄は漏れなく記入してください。特に、工事期間や融資あっせん制度を利用するか否かについての無記入が散見されます。

2) 完了届について

- ①各種図面は、工事完了後の測量結果を誤りなく記載してください。
- ②完了届は、工事の完了した日から5日以内に提出してください。
- ③写真については、着手前、施工中（不可視部分の接続状況）、完成、公共汚水ますへの接続状況を添付してください。
※写真については、鮮明であればコピー用紙等に印刷したもので可

3. その他の留意事項

1) 排水設備等計画確認通知書について

経営総務課から確実に受領し、申請者本人へ届けてください。申請書提出後1週間から10日程度を目安に確認通知書の受領（経営総務課窓口脇のトレイボックス）をお願いします。

2) 工事着手について

- ①工事は、排水設備等計画確認通知書受領後に着手してください。

3) 使用開始等届について

一部分（便所や台所）だけでも下水道が使用可能となった時点で提出してください。 ※全ての工事完了を待つ必要はありません。

4) 排出汚水量申告書について

下水道使用料は、水道水の使用水量に応じていただいています。水道水以外の水（地下水及び自家水）を生活水として使用し、下水道または浄化槽に流す場合や、育苗・畜産等に使うことにより下水道または浄化槽に流さない水道水がある場合に使用量を認定するため申請をいただくことになります。また、水

道水を建物内にて全て使用しているが、下水道への接続がトイレのみの部分接続の場合についても申請が必要となります。

5) 工事着工後の変更等について

工事着工後、申請内容（図面等）の大幅な変更・工期変更・申請書取下げ等の場合は、排水設備等計画確認申請書記載事項変更届を提出してください。

6) 完了検査について

完了検査は、登米市管工事業協同組合職員が日程調整を行い実施します。概ね、完了届提出後の翌週または翌々週に実施しています。

【主な確認項目】

- ①公共汚水ますの接続状況の確認
- ②排水管のたるみの有無や配管経路の完成図面との整合の確認
- ③污水管、雨水管の誤接続がないことの確認

【主な留意点】

- ①検査の立ち会いは、責任技術者が立ち会うこと
- ②検査日程は、事前に申請者にも連絡すること
- ③検査時には、排水設備に水を流せる状態にあること
- ④ます内に汚水及び汚物等の滞留が確認された時は、後日再検査をするか測定機器等を用いた検査を実施する場合があること
- ⑤完了検査において手直し（不合格）となった場合は、指定期間内に手直し工事を行い報告すること

7) 排水設備等検査済証（シール）の交付

検査終了後、合格の場合には建物の玄関付近等に貼り付ける検査済証を交付します。

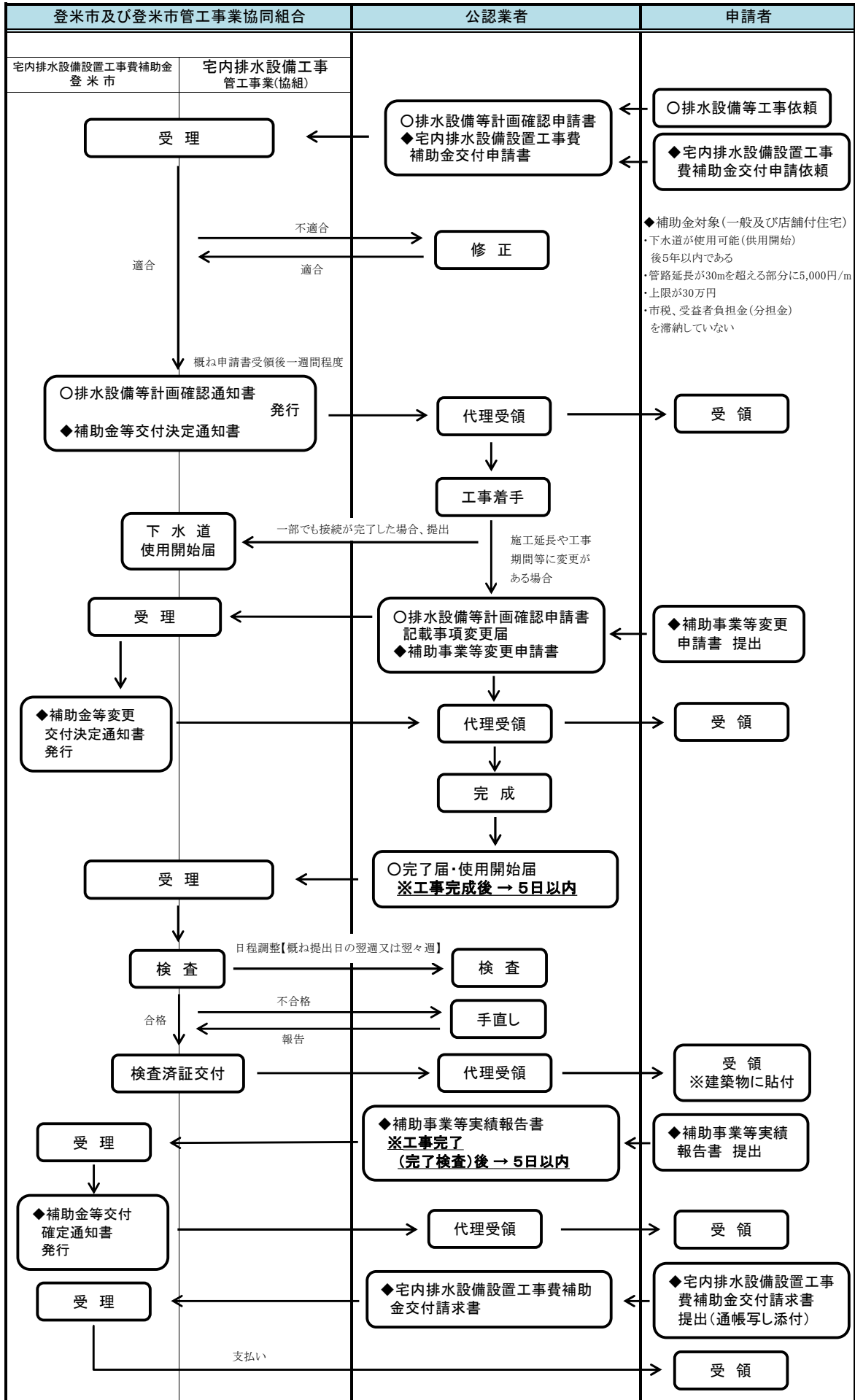
4. 下水道公共ます等設置申請及び占用申請等について

令和8年4月1日より、下水道公共ます等設置申請及び公道等の占用申請等に係る書類提出や相談窓口が登米市管工事業協同組合（お客様センターとよま内）になりました。

「公共ます等設置申請書」「着工届」「竣工書類」の提出及び「接続立会の申込み」の依頼を受け付けています。

「公共ます、下水道本管の位置確認」については下水道施設課にお問い合わせください。

排水設備等工事事務フロー

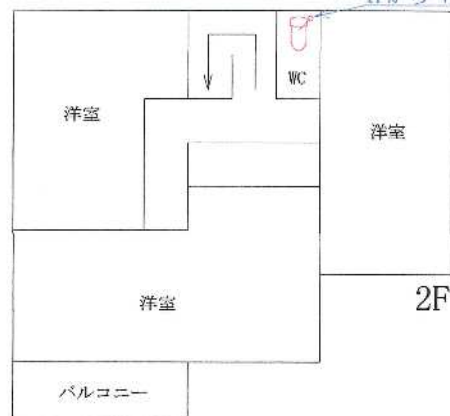
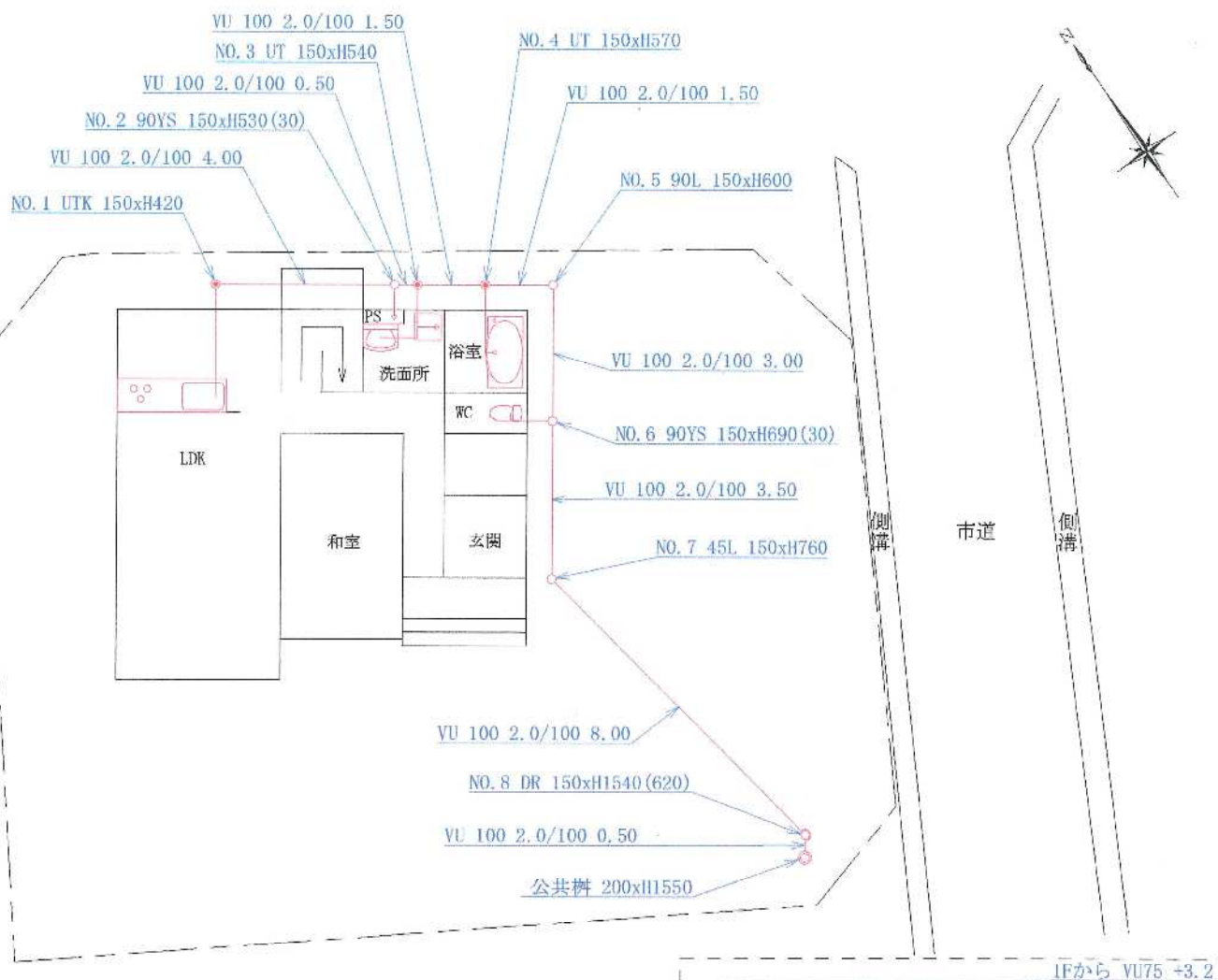


排水設備等計画確認申請書					
令和 8 年 ○ 月 ○ 日					
(あて先) 登米市長					
署名の場合は、押印廃止					
住 所	登米市迫町佐沼字中江二丁目6-1				
氏 名	登米 太郎				
電話番号	0220-22-****				
☒ 登米市下水道条例第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。					
☐ 登米市農業集落排水事業条例第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。					
☐ 登米市浄化槽整備推進事業条例施行規程第8条第2項の規定により、次のとおり申請します。					
設 置 場 所	登米市迫町佐沼字△△100				
排水設備の状況	新設・増設・改造・浄化槽切替		建物の状況	新築・増築・改築	
使 用 状 況	排水人口	5 人	利用戸数	1 戸	床面積 120㎡
使用水区分	水道水・その他 ()		排水区分	家庭用・その他 ()	
工 事 期 間	令和 8 年 8 月○○日～令和 8 年 1 1 月 3 0 日				
融資あつせん(利子補給制度)			利用する・利用しない		
他人の土地又は排水設備を使用する場合はその所有者の同意	家屋所有者の承諾	住 所 氏 名			
	土地所有者の承諾	住 所 氏 名	登米市迫町佐沼字□5 登米 次郎		
	排水設備所有者の承諾	住 所 氏 名			
署名の場合は、押印廃止					
委任状					
上記排水設備等工事に関する申請手続の一切を委任します。					
委任者(申請者)住 所	登米市迫町佐沼字中江二丁目6-1				
氏 名	登米 太郎				
受任者(公認業者)住 所	登米市迫町佐沼字○○10				
氏 名	株式会社 ○○設備				
公認業者登録番号	第 ○○○ 号				

「使用状況」を必ず記載してください。

←署名の場合は、押印廃止

排水設備等工事平面図



設計内訳書並びに上記図面のとおり
完成したことを承認いたします。

令和 年 月 日

登米市長 殿

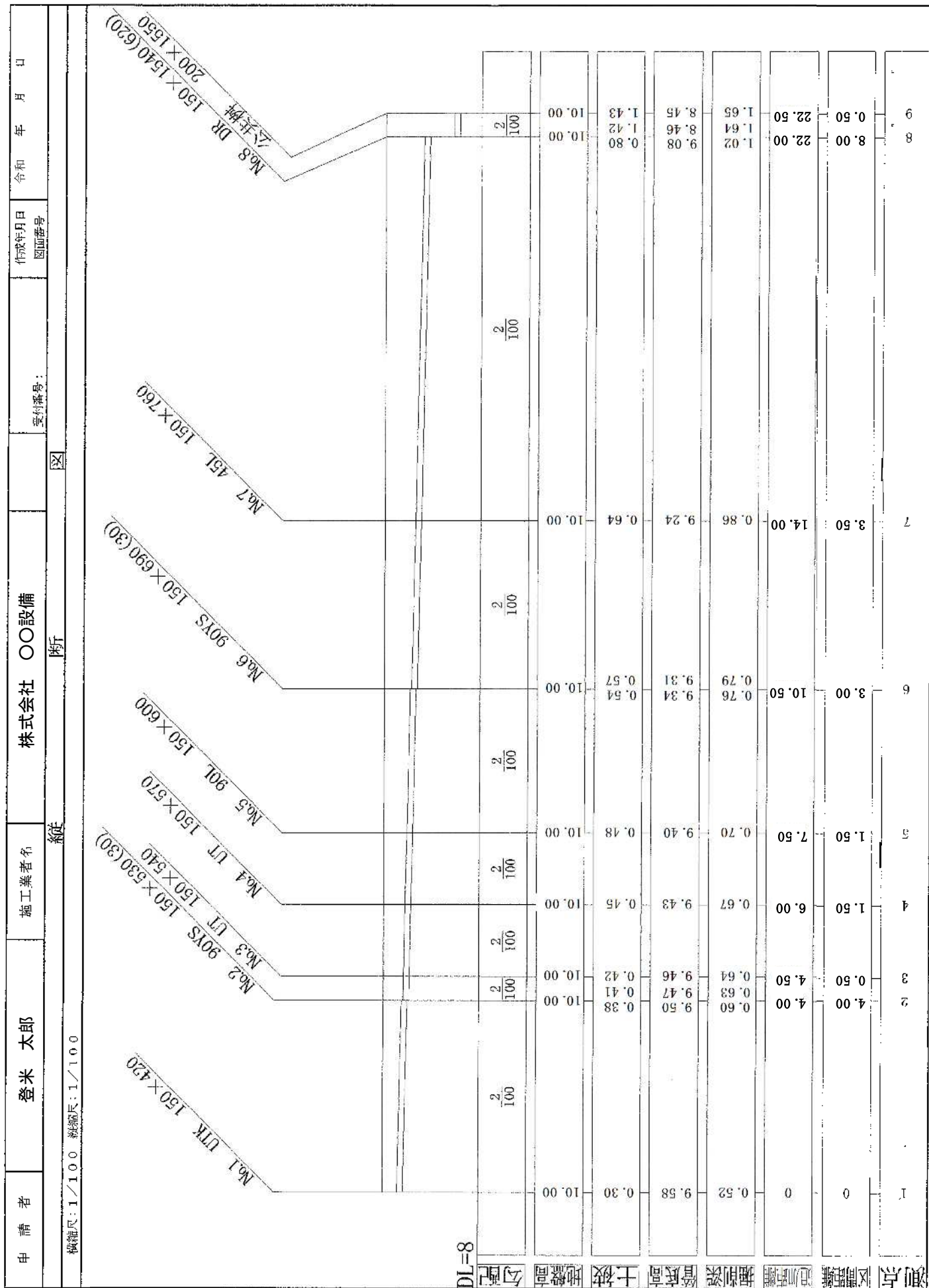
申請者氏名 登米 太郎

完 成 検査報告	管内流下 状 態	ます設置 状 態	インバート 施工状態	便器・タンク 状 態	洗浄状態	附帯工事	給水配管 状 態	総 合
検査結果	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否
手直し確認	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

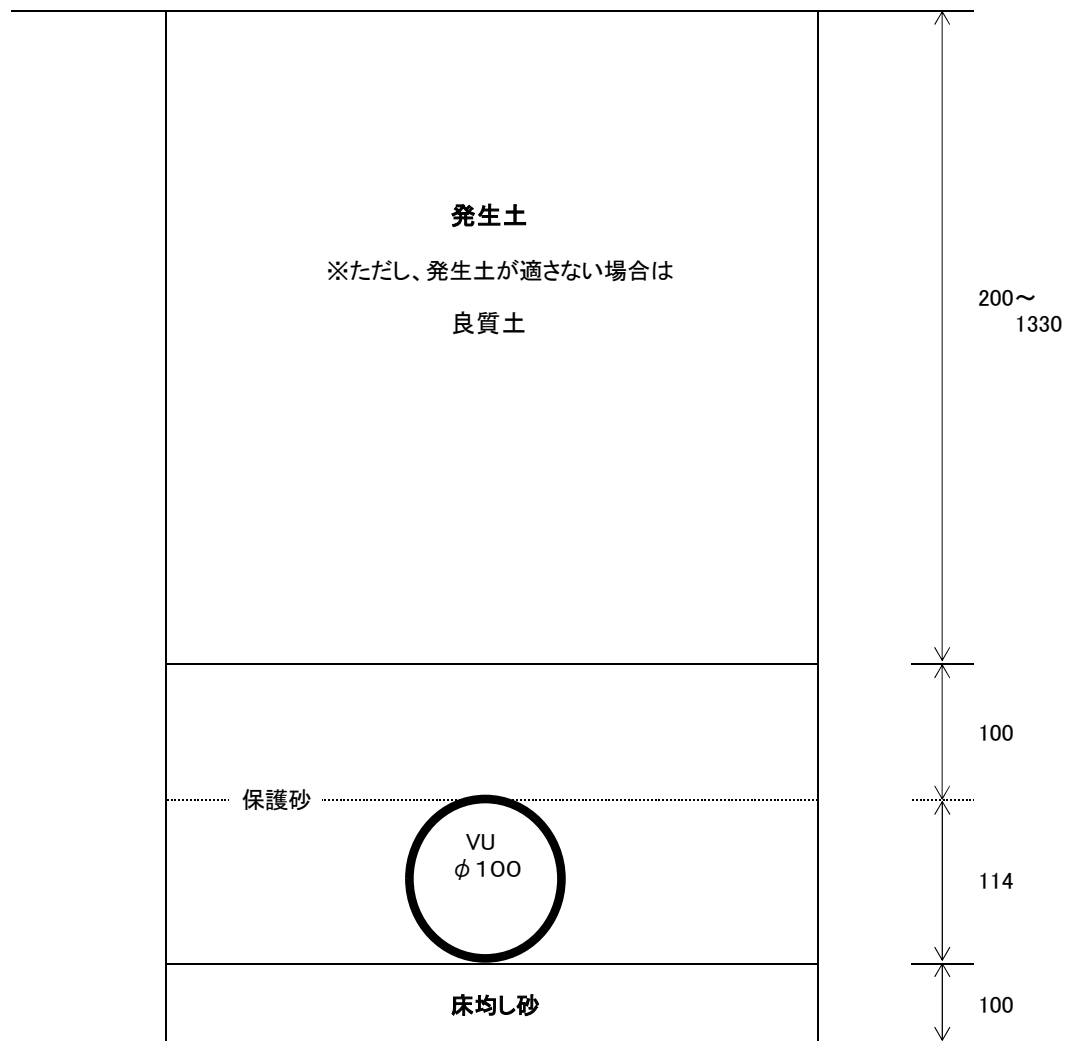
上記のとおり報告いたします。

検査年月日 令和 年 月 日

検査員



排水配管布設工断面図



補助制度等について

宅内排水設備設置工事費補助金【宅内補助金】							
条件 ◎ 下水道が使用可能（供用開始）後5年以内であること ◎ 管路延長が30mを超えていること ◎ 市税、受益者負担金（分担金）を滞納していないこと 条件を満たしていれば・・・	<table border="1"> <tr> <td>1 申請書</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>2 証明願（滞納／未納なし）</td> <td>1通</td> </tr> <tr> <td>3 確認申請書の写し</td> <td>1部</td> </tr> </table> 上限300,000円 金額計算例 公共下水道の整備地区で、宅内配管が90メートルの場合 $(90\text{m} - 30\text{m}) \times 5,000\text{円} = 300,000\text{円}$ ※宅内補助金については申請時の補助金額を上限として補助することとなります。 また、申請と完成時において、20%以上（例：30万円の決定に対し24万円以下 の確定）の変更となる場合は、変更申請が必要になりますので、注意願います。	1 申請書	1部	2 証明願（滞納／未納なし）	1通	3 確認申請書の写し	1部
1 申請書	1部						
2 証明願（滞納／未納なし）	1通						
3 確認申請書の写し	1部						

○保証機関について

下記の金融機関が利用できます。（登米市内の支店）

- ◎ みやぎ登米農業協同組合
- ◎ 東北労働金庫
- ◎ 仙北信用組合
- ◎ 石巻商工信用組合
- ◎ 一関信用金庫
- ◎ 新みやぎ農業協同組合

水洗便所改造資金融資あっせん【融資あっせん】																							
条件 ◎ 市税、受益者負担金（分担金）を滞納していないこと ◎ 月々の返済ができる所得があること ◎ 連帯保証人または指定金融機関の保証会社の保証を受けられること 条件を満たしていれば・・・	<table border="1"> <tr> <td>1 申請書</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>2 証明願（滞納／未納なし・申請者本人のもの）</td> <td>1通</td> </tr> <tr> <td>3 所得証明書（申請者本人のもの）</td> <td>1通</td> </tr> <tr> <td>4 印鑑証明書（申請者本人のもの）</td> <td>1通</td> </tr> <tr> <td>5 確認申請書の写し</td> <td>1部</td> </tr> </table> 連帯保証人をつける場合 保証機関を使う場合 <table border="1"> <tr> <td>6 証明願（滞納／未納なし）</td> <td>1通</td> </tr> <tr> <td>⇒連帯保証人のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 所得証明書</td> <td>1通</td> </tr> <tr> <td>⇒連帯保証人のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 印鑑証明書</td> <td>1通</td> </tr> <tr> <td>⇒連帯保証人のもの</td> <td></td> </tr> </table> 上記の5種類以外 不要 建物1棟当たり 120万円限度	1 申請書	1部	2 証明願（滞納／未納なし・申請者本人のもの）	1通	3 所得証明書（申請者本人のもの）	1通	4 印鑑証明書（申請者本人のもの）	1通	5 確認申請書の写し	1部	6 証明願（滞納／未納なし）	1通	⇒連帯保証人のもの		7 所得証明書	1通	⇒連帯保証人のもの		8 印鑑証明書	1通	⇒連帯保証人のもの	
1 申請書	1部																						
2 証明願（滞納／未納なし・申請者本人のもの）	1通																						
3 所得証明書（申請者本人のもの）	1通																						
4 印鑑証明書（申請者本人のもの）	1通																						
5 確認申請書の写し	1部																						
6 証明願（滞納／未納なし）	1通																						
⇒連帯保証人のもの																							
7 所得証明書	1通																						
⇒連帯保証人のもの																							
8 印鑑証明書	1通																						
⇒連帯保証人のもの																							

- 七十七銀行
- 仙台銀行

保証機関は利用できない

補助金と融資あっせん、両方を利用する場合は、融資希望金額から補助金額を差し引いた金額が融資あっせん金額となります

融資希望金額 1,200,000円 － 補助金額 300,000円 ＝ 融資あっせん金額 900,000円

「市税等の滞納がない」証明について

登米市水洗便所改造資金融資あっせん及び宅内排水設備設置工事費補助金の交付条件になっている証明書（融資あっせん及び補助金交付年度の証明書）については、下記の２点のどちらか一つを提出願います。

【登米市の場合】

① 証明願（任意様式）

市税の滞納がない証明：各総合支所市民課が証明書を発行（手数料 300 円/通）

② 納税証明書【未納の税額がないことの証明】

市税の未納がない証明：各総合支所市民課が証明書を発行（手数料 300 円/通）

※他市町村から転入等で登米市の証明書を取得できない場合は、直近までお住まいの市町村から証明書（①又は②同等）を発行してもらい提出願います。

① 証 明 願

令和 年 月 日

_____市区町村長 殿

願出人住所：_____

氏 名：_____⑩

☐登米市水洗便所改造資金融資あっせん申請
☐登米市宅内排水設備設置工事費補助金交付申請

} に必要なため、

(市・区・町・村) 税の滞納がないことを証明願います。

上記願出のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

市区町村長 氏名

_____⑩

② 納税証明書【未納の税額がないことの証明】

参考資料

納税義務者	住所	宮城県登米市 迫町佐沼字〇〇1
	氏名	登米 太郎

発行日現在、当市における未納の税額がないことを証明します。

備考

令和 8 年〇月 〇 日



宮城県登米市長 熊谷 康信

浄化槽整備事業の整備手法変更について

浄化槽整備事業の整備手法が変わりました

河川などの水質を保全し、市民が衛生的で快適な生活を送るため、公共下水道と農業集落排水の区域外で浄化槽の整備を進めています。登米市では、令和7年度までは市が浄化槽を設置し、使用者から使用料を徴収し維持管理を行う「市設置型」で浄化槽の整備を進めてきましたが、将来的な使用者と市の負担軽減を図るとともに、本来、浄化槽は家屋の附帯工作物であることから個人の裁量で管理できるよう、令和8年度からは個人で浄化槽を設置・管理し、市が設置費用の一部を補助する「個人設置型」へ整備手法を変更しました。

個人設置型における浄化槽設置補助額

令和8年度からは浄化槽設置に係る工事費の4割相当の補助を基本とします。

経過措置として整備手法変更から3年間(令和10年度まで)は工事費の7割相当を補助します。

※ 補助金概要: 浄化槽整備と宅内排水設備に係る補助金を一括して交付します。詳細については、市環境事業所廃棄物対策課へお問い合わせ願います。

今後の市管理浄化槽の取扱いについて

市設置型で整備又は個人から寄付を受け市が管理している浄化槽について、設置後10年を経過した浄化槽及び寄附を受けた浄化槽は、順次、住宅(土地)所有者へ無償で譲与します。譲与後は、個人管理となり、浄化槽の保守点検や清掃、水質検査は個人で専門の業者へ依頼して頂くようになります。

令和8年度は市合併前の旧迫町、旧豊里町、旧南方町で整備した浄化槽や市で寄附を受けた浄化槽を使用している方等に対して、説明会を開催しました。

来年度以降は、合併後に市で整備した浄化槽を使用している方を対象に順次、説明会を開催する予定です。

■ 譲与までのイメージ



問い合わせ先について

○(個人設置型)浄化槽の設置補助については

市民生活部 環境事業所 廃棄物対策課 ☎0225(98)4372

○(市設置型)浄化槽の管理、譲与については

上下水道部 下水道施設課 ☎0220(52)3320



水道事業キャラクター 「ジョーくん」と「スイちゃん」

下水道事業キャラクター「水守(みもる)さん」

【災害その他非常時の場合における給排水設備工事の特例的な施行について】

1. はじめに

大規模災害等の発生時において、住民の生活用水の早期復旧を図るため、水道条例及び下水道条例を改正いたしました。

2. 概 要

令和6年1月の能登半島地震においては、配水管は復旧したものの、宅内配管（給水装置や排水設備）の復旧が遅れ、住民が長期間にわたって水を使用できない状況が生じました。

このことは、地元の指定工事事業者の数が限られていたこと、事業者自身の被災や工事需要の集中が挙げられます。

このような事態に備え、国からの全国的な助言により本市では水道条例及び下水道条例を一部改正し、災害その他非常時市長が認めた場合、他の市町村長の指定を受けた事業者による、給排水設備の修理や工事を特例的にできることとしました。

〔登米市で指定、認定している業者だけでは対応できない場合を想定しています。〕

3. その他

平常時は従来通り、本市の指定工事事業者でなければ給水装置工事及び排水設備工事を施工できませんのでご注意ください。

施行日は令和8年4月1日となります。



国 水 企 第 6 号
令和 7 年 4 月 22 日

各都道府県下水道担当部局長 宛
各政令指定都市下水道担当部局長 宛
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局
上下水道企画課長
(公 印 省 略)

「標準下水道条例について」の改正について

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 25 条に基づき下水道管理者において制定する条例に係る技術的助言である「標準下水道条例について」（昭和 34 年 11 月 18 日付厚生省衛発第 1108 号・建設省計発第 441 号。以下「標準条例」という。）について、別紙のとおり改正することとしたので、下記事項に留意のうえ、適切に対応するとともに、各都道府県におかれては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）にもこの旨周知されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

標準条例第 6 条においては、排水設備等の新設等の工事は、同条第 1 項各号で定める工事を除き、市町村長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行うことができないことを規定している。

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、多くの家屋で排水設備等が破損したことや、指定工事店自身も被災したことにより、工事を行うことができる指定工事店が不足し、これによって、排水設備等の復旧が遅れることとなった。

これを踏まえて、被災地での排水設備等の工事が円滑に実施されるよう、同条第 1 項に第 4 号を追加し、災害その他の非常の場合において、市（町村）長が他の市（町村）長の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市（町村）長の指定を受けた指定工事店であっても、排水設備等の新設等の工事を行うことができることとする。

排水設備等指定工事店一覧（令和９年度更新分）

No.	指定 番号	指定有 効業者	指定(更新) 年月日	有効年月日	工事店名	代表者	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	給水 指定 番号
1	89	○	R5. 4. 1	R10. 3. 31	石山工業 有限会社	石山 健治郎	981-4315	加美郡加美町字中嶋中里南70	0229-66-1480	0229-66-1480	129
2	93	○	R5. 4. 1	R10. 3. 31	株式会社 エネサンス東北	星野 潔	983-0852	仙台市宮城野区榴岡四丁目2-3	022-355-9061	0229-23-7513	272
3	96	○	R5. 4. 1	R10. 3. 31	佐藤機工 有限会社	佐藤 俊光	989-5611	栗原市志和姫南郷笹ヶ森76-52	0228-25-2581	0228-25-7973	196
4	97	○	R5. 4. 1	R10. 3. 31	宮城クリーン 株式会社	佐藤 勇太	989-5504	栗原市若柳字上畑岡新米ヶ浦前210	0228-33-2921	0228-33-2883	67
5	99	○	R5. 4. 1	R10. 3. 31	株式会社 加藤工機	加藤 伸吾	989-5506	栗原市若柳字大林境前36	0228-32-3264	0228-32-6101	182
6	104	○	R5. 4. 1	R10. 3. 31	株式会社 ゴトウ産業	後藤 敏	989-4703	登米市石越町南郷字天神堂39-4	0228-34-2245	0228-34-2247	
7	105	○	R5. 4. 1	R10. 3. 31	株式会社 佐々木建設	猪股 研	989-4703	登米市石越町南郷字高森275-1	0228-34-3128	0228-34-3005	
8	107	○	R5. 4. 1	R10. 3. 31	有限会社 阿部工業	阿部 晴信	989-4701	登米市石越町北郷字長根146-1	0228-34-2068	0228-34-2090	180
9	109	○	R5. 4. 1	R10. 3. 31	共栄設備 株式会社	高橋 文彦	986-0861	石巻市蛇田字新下沼3-2	0225-96-7530	0225-96-7493	85
10	110	○	R5. 4. 1	R10. 3. 31	株式会社 ミソウロコヴェッセル東北	石井 大輔	989-5501	栗原市若柳字川北中文字78	0228-32-2605	0228-32-5109	188
11	112	○	R5. 4. 1	R10. 3. 31	太陽住設	千葉 高志	987-0602	登米市中田町上沼字大柳119-11	0220-34-2838	0220-34-2838	148
12	115	○	R5. 4. 1	R10. 3. 31	有限会社 斉藤管工設備	齋藤 勇雄	987-0903	登米市東和町錦織字小童子101-2	0220-44-3172	0220-44-3373	122
13	119	○	R5. 4. 1	R10. 3. 31	有限会社 ホーム工器	千葉 昇	987-0901	登米市東和町米川字飯土井5-3	0220-45-1717	0220-45-1717	208
14	125	○	R5. 4. 1	R10. 3. 31	株式会社 中村設備工業所	中村 秀明	987-0361	登米市豊里町新田町42	0225-76-3217	0225-76-3373	3
15	126	○	R5. 4. 1	R10. 3. 31	株式会社 佐藤設備	佐藤 俊之	986-0131	石巻市飯野字内吉野10	0225-62-1608	0225-62-1655	144
16	128	○	R5. 4. 1	R10. 3. 31	有限会社 佐々木設備	佐々木 茂	981-0501	東松島市赤井字下新丁110-1	0225-82-9454	0225-82-9425	241
17	129	○	R5. 4. 1	R10. 3. 31	芳賀電気サービス	芳賀 礼仁	987-0378	登米市豊里町鏡形22-1	0225-76-3378	0225-76-4419	98
18	132	○	R5. 4. 1	R10. 3. 31	有限会社 豊建興業	佐々木 崇	987-0346	登米市豊里町白鳥48	0225-76-5151	0225-76-5122	
19	266	○	R5. 4. 1	R10. 3. 31	株式会社 スエナガ	末永 利宏	987-0903	登米市東和町錦織字芝山6	0220-44-3021	0220-44-3022	
20	267	○	R5. 4. 1	R10. 3. 31	有限会社 ミズホ工業	菅原 学	989-5502	栗原市若柳字川南堤通17-6	0228-35-3633	0228-35-3634	245
21	268	○	R5. 4. 1	R10. 3. 31	鹿野設備 合同会社	鹿野 正二	987-0513	登米市迫町北方字二分屋敷35	0220-22-6433	0220-22-6433	271
22	269	○	R5. 4. 1	R10. 3. 31	株式会社 寒澤建設	寒澤 ひとみ	987-0141	遠田郡涌谷町字田町裏127	0229-43-3507	0229-43-5455	
23	271	○	R5. 4. 1	R10. 3. 31	株式会社 渡建工業	渡邊 一広	987-0331	登米市米山町中津山字六軒屋敷21-2	0220-55-4221	0220-23-7663	328
24	296	○	R5. 4. 1	R10. 3. 31	株式会社 青木設備	青木 勇治	984-0835	仙台市若林区三本塚字中谷地49	022-289-6559	022-294-9801	273
25	299	○	R5. 4. 1	R10. 3. 31	株式会社 日新クリエーション	鈴木 哲也	987-0511	登米市迫町佐沼字萩洗一丁目2-8	0220-23-9101	0220-23-9102	274
26	300	○	R5. 4. 1	R10. 3. 31	株式会社 坂理工作所	坂理 英慈	987-2133	栗原市高清水桜丁10	0228-58-2048	0228-58-2660	68
27	341	○	R5. 9. 25	R10. 3. 31	株式会社 宮林設備	宮林 雅	981-8003	仙台市泉区南光台二丁目1-8	022-706-6607	022-707-9753	323
28	342	○	R6. 3. 15	R10. 3. 31	株式会社 わかばメンテナンス	阿部 広和	986-0867	石巻市わかば一丁目10-1	0225-90-9831	0225-90-9833	326